

令和8年度定山溪どこでもクーポン事業運営業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 業務名

令和8年度定山溪どこでもクーポン事業運営業務

2 業務の目的

本業務は、定山溪温泉が開湯160周年を迎えることを契機として、札幌市民を対象とした戦略的な情報発信及び利用促進事業を展開することにより、札幌市民が同温泉地の魅力を再認識する機会を創出するとともに、札幌市民による同温泉地の宿泊利用を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算規模（契約限度額）

22,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※クーポン原資は、別途委託者が負担する。

5 業務概要

一般社団法人定山溪観光協会（以下「委託者」という）が行う令和8年度定山溪どこでもクーポン事業において、クーポン事業の企画及び運営、広報業務等を一括して行うもの。

6 業務内容

別紙仕様書のとおり

※ただし、業務内容の詳細については、契約候補者の選定後に委託者と契約候補者の間で協議の上決定するものとする。

7 提案内容

別紙仕様書を参照し、次の事項に関する内容を提案すること。

(1) クーポン事業の企画及び運営に関すること

①クーポン配布施設（以下、「施設A」という）及びクーポン利用可能施設（以下、「施設B」という）について、定山溪観光協会に加盟している施設を対象に、参画施設のとりまとめを行うこと。とりまとめの結果は表などにまとめ、わかりやすくすること。

②各種事務フロー（事務局用、施設A・B用、利用者用）を作成し、関係者へ周知すること。

③クーポンのデザインについて、視覚的に確認できる例を示すこと。クーポン毎に施設Aを特定できるようにあらかじめナンバリングするとともに、シリアルコードの記載等による偽造防止策を施すこと。

- ④クーポンの配布作業を行うこと。また、使用済みクーポンについては、配布元・利用先をデータに落とし込み、集計・分析を行うこと。集計結果の中間報告をキャンペーン期間中1回行うこと。中間報告の時期については委託者と協議の上決定すること。

(2) 情報発信

- ①定山溪温泉開湯160周年を契機として、札幌市民に定山溪の魅力を再認識させ、来訪を促すための情報発信のコンセプトを示すこと。
- ②札幌市民に深く訴求できる情報発信媒体（WEBメディア、SNS、新聞等）を提案するとともに、情報発信の手法（実施時期、発信回数、情報拡散のための仕掛け等）について具体的に示すこと。また、コンテンツのデザインについて、視覚的に確認できる例を示すこと。
- ③定山溪観光協会公式ホームページ内に本事業の特設ページを制作すること。ただし、制作については、現行のホームページ管理会社を通じて行うこと。
- ④次の広告物を制作し、必要箇所に配布（送付）すること。その他の広告物とその数量、掲出場所及び配布先は提案すること。詳細は契約候補者の選定後に委託者と契約候補者の間で協議の上決定する。

ポスター	A2：200部（地下鉄駅掲示、定山溪観光協会会員配布用等）
	B3：180部（バス車内掲示用）
チラシ	A4（両面）：150,000部（札幌市役所、市内小学校、定山溪観光協会会員配布用） ・WEBページのQRコードを掲載するとともに、裏面には参画施設一覧及び参画施設の位置を示す地図等をわかりやすく掲載すること。
ステッカー	10cm角：150枚（参画施設貼付用）
HP用バナー	定山溪観光協会ホームページ用
サムネイル	施設A・B公式ホームページ用

(3) 実施体制及び実施スケジュール

- ①業務体制（人員体制を含む。）及び準備期間を含めた実現可能な業務スケジュールを示すこと。
- ②提案者及び業務体制を構築する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実績を示すこと。

(4) 独自提案

定山溪温泉開湯160周年を記念して実施する本事業を市民へ深く浸透させ、波及効果を最大化するための施策のほか、事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば提案すること。

(5) 見積

業務の実施に係る経費の総額及び内訳を明らかにした見積書を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を提出することで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表 (直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①企画提案の公募開始 | 令和8年4月6日（月） |
| ②質問書の提出期限 | 令和8年4月8日（水）15時必着 |
| ③参加申込書提出期限 | 令和8年4月20日（月）15時必着 |
| ④企画提案書等提出期限 | 令和8年4月27日（月）15時必着 |
| ⑤選定委員会（ヒアリング） | 令和8年4月30日（木）【予定】 |
| ⑥選定結果の通知 | 令和8年5月上旬 |
| ⑦契約締結 | 令和8年5月中旬以降 |

(2) 提出書類

下記アからエまでの提出書類について、上記(1)の提出期限までに、定山溪観光協会事務局へ持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
 - イ 競争入札参加資格認定通知書 1部
（札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものは、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式）
 - ウ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
 - エ 上記ア～ウのPDFデータ（CD又はDVD） 1部
- (3) その他の留意事項
- ア 提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
 - イ 提出書類に虚偽があった場合は失格とする。
 - ウ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
 - エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
 - オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示を付さないこと。
 - カ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
 - キ 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 質問の受付及び回答
- 企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、定山溪観光協会事務局に電子メールで送信すること。
- ア 質問受付期限
令和8年4月8日（水）15時まで
 - イ 質問に対する回答
質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を定山溪観光協会ホームページで公表する。
 - ウ 送付先電子メールアドレス
kankoukyoukai@jozankei.jp
※メールのタイトルは「（団体名）令和8年度定山溪どこでもクーポン事業運営業務質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、委託者の構成団体等からなる「令和8年度定山溪どこでもクーポン事業運営業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において評価し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
過去の業務実績 及び業務遂行能力	過去に類似のクーポン事業や観光プロモーション業務の受託実績があり、本業務を円滑に進めることができると認められるか。	15
	業務全般を管理する責任者及び担当者の経歴・専門性が、本業務の特性に合致しているか。	5
実施方針の的確性	実施方針や企画の特徴・テーマは本事業の目的に沿った的確なものであるか。	10
	業務を確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
クーポン事業の 運用及び管理体制	クーポン制作、配布、参画施設との連携に至る一連の事務プロセスについて、委託者と密に連携しながら円滑に遂行できる確実な設計となっているか。	25
プロモーション 及び広報業務	ターゲットに最も訴求力のある媒体を選定し、効果的な情報拡散の仕掛けを提案しているか。	10
	情報発信コンテンツの質が高く、定山溪の魅力を視覚的に強く訴求できるものとなっているか。	10
	宿泊施設への送客動線や、リアルタイムな配布状況の反映など、ユーザビリティに優れた運用案となっているか。	5
独自性	独自性がある有効な提案となっているか	5
経費の妥当性	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施は、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や、契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない、又は、満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 本業務等により作成し、委託者に提出した成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 委託者が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を委託者が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 問合せ先

担 当 一般社団法人定山溪観光協会事務局
住 所 〒061-2302 札幌市南区定山溪温泉東3丁目
電 話 011-598-2012
F A X 011-598-2029
メール kankoukyoukai@jozankei.jp